

知多北部広域連合出頭人等の実費弁償に関する条例

(平成11年7月1日 条例第22号)

改正 平成11年8月31日条例第29号

改正 平成25年3月8日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第207条の規定に基づき、広域連合の機関の要求に応じ出頭し、又は参加した者に支給する実費弁償について必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償を支給する者及びその額)

第2条 次に掲げる者に対し、別表により実費弁償を支給する。

- (1) 法第74条の3第3項の規定により、選挙管理委員会の要求に応じ出頭した者
- (2) 法第100条第1項後段の規定により、議会が行う調査のため出頭した者
- (3) 法第115条の2第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、参考人として出頭した者
- (4) 法第199条第8項の規定により、監査委員の要求に応じ出頭した者
- (5) 法第115条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、公聴会に参加した者

(実費弁償の支給方法)

第3条 実費弁償は、出頭し、又は参加したとき支給する。

2 前項に定めるもののほか、実費弁償の支給方法については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 5 年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

鉄道賃	船賃	車賃	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）
実費	実費	実費	7,500円	14,500円